第四条の十六第二項の仮使用認定申請書（指定確認検査機関に申請する場合に限る。）	別記第三十四号様式による仮使用認定申請書第二面による書類

第十一条の三に次の三項を加える。

4　次の表の(い)欄に掲げる申請書又は通知書については、(ろ)欄に掲げる書類に代えて、都道府県知事が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、都道府県知事が定めるものによることができる。

(い)	(ろ)
第三条の七第一項の申請書	別記第十八号の二様式の第二面及び第三面による書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類
	別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図
第八条の二第七項において準用する第三条の七第一項の規定による通知書	別記第四十二号の十二の二様式の第二面及び第三面による書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類
	別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図

5　第三条の七第一項の申請書又は第八条の二第七項において準用する第三条の七第一項の規定による通知書については、別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち付近見取図に代えて、当該図書に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、都道府県知事が定めるものによることができる。

6　次の表の(い)欄に掲げる申請書又は通知書については、(ろ)欄に掲げる書類に代えて、当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等の提出のうち指定構造計算適合性判定機関が定めるものによることができる。

(い)	(ろ)
第三条の十において準用する第三条の七第一項の申請書	別記第十八号の二様式の第二面及び第三面による書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書
第八条の二第七項において準用する第三条の十において準用する第三条の七第一項の規定による通知書	別記第四十二号の十二の二様式の第二面及び第三面による書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書

第十二条中「及び第四章の二第二節」を「、第十八条の二第一項並びに第四章の二第二節及び第三節」に改め、同条ただし書中「第四号」を「第五号」に改め、同条中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　法第十五条の二の規定により必要な報告若しくは物件の提出を求め、又はその職員に立入検査、試験若しくは質問させること。

別表第二法第二十条第一号の認定に係る評価の項中「第二十条第一号」を「第二十条第一項第一号」に改め、同表第二法第二十条第二号イ及び第三号イの認定に係る評価（構造の種別ごと）の項中「第二十条第二号イ」を「第二十条第一項第二号イ」に改め、同項の次に次のように加える。

法第二十一条第二項第二号の認定に係る評価	床面積の合計が三千平方メートルを超え、九千平方メートル以内のもの	六十万円
	床面積の合計が九千平方メートルを超え、四万八千平方メートル以内のもの	八十一万円
	床面積の合計が四万八千平方メートルを超えるもの	百一万円

別表第二法第二十三条の認定に係る評価の項の次に次のように加える。

主要構造部に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十万円
	床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	四十五万円
	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	六十万円
	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	八十一万円
	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百一万円
防火設備に関する法第二十七条第一項の認定に係る評価		九十四万円

別表第二令第百十五条の二の二第一項第一号の認定に係る評価の項及び令第百十五条の二の二第一項第四号ハの認定に係る評価の項を削り、同表令第百二十九条の二の二第一項の認定に係る評価の項の次に次のように加える。

令第百二十九条の二の三第一項第一号ロの認定に係る評価	非耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百十五万円
	耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百四十八万円
	柱について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百四十三万円
	床又ははりについて加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百五十万円
	軒裏について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百十五万円
第百二十九条の二の三第一項第一号ハ(2)の認定に係る評価		百万円

別表第二備考中「第二十条第一号」を「第二十条第一項第一号」に改める。

別記第一号様式中

「昭　大　年　月　日　明」

を

「平　昭　大　年　月　日　明」

に改め、同様式の次に次の一様式を加える。